

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月28日施行 令和7年8月1日変更</p> <p>送配電等業務指針</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月28日施行 令和____年____月____日変更</p> <p>送配電等業務指針</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年1月6日変更 令和7年4月1日変更 <u>令和7年4月1日変更</u></p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 <u>(削る)</u> 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年1月6日変更 令和7年4月1日変更 <u>(削る)</u> <u>令和7年8月1日変更</u></p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議) 第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備等に係る発電契約者又は当該発電設備等を保有する発電設備等設置者(以下この節において「発電契約者等」という。)とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。	(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議) 第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、第174条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備等に係る発電契約者又は当該発電設備等を保有する発電設備等設置者(以下この節において「発電契約者等」という。)とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。
附則(平成29年9月6日) (更新計画の提出) 第2条 経過措置対象者は、本機関が経過措置計画を管理し、経過措置可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新計画(30分単位の断面に限る。)を本機関に提出しなければならない。 二 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき 二 事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意若しくは同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画等の変更又は終了等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき 三 経過措置計画に対応する需要等の減少の見込み等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき 四 その他経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少することが明らかになつたとき 2 更新期限は、経過措置の対象日の前々日の12時までとする。	附則(平成29年9月6日) 第2条 削除
附則(平成29年9月6日) (供給先未定発電事業者等による計画書等の提出) 第3条 経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならない。 2 経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保した場合には、当該供給先未定発電事業者等及び当該供給先事業者は、本機関に対し、当該経過措置計画の全部又は一部を承継させるために、次の各号に掲げる手続を行う。 二 供給先事業者は、原則として、経過措置の対象日の10営業日前までに、本機関に対し経過措置計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から経過措置計画を承継する旨を通知する。 二 供給先未定発電事業者等は、前号の供給先事業者へ経過措置計画を承継する旨を本機関に通知する。	附則(平成29年9月6日) 第3条 削除
附則(平成29年9月6日) (経過措置の利用状況等の確認への対応) 第4条 経過措置対象者は、経過措置の利用状況等の確認を行うため、本機関が経過措置計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めた場合には、当該資料を提出するものとする。 2 経過措置対象者は、本機関が将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを要請した場合は、当該要請に従うものとする。	附則(平成29年9月6日) 第4条 削除

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p>（経過措置計画コードの申請）</p> <p><u>第5条 経過措置対象者が統合された場合又は供給先未定発電事業事業者等から供給先事業者へ経過措置計画が承継された場合には、当該統合した経過措置対象者又は当該供給先事業者は、広域機関システムで使用する経過措置計画を特定する番号として経過措置計画コード（申込番号）（以下「経過措置計画コード」という。）の発行を本機関に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 本機関は、前項の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った経過措置対象者に対し経過措置計画コードを発行する。</u></p>	<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p>第5条 削除</p>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本指針は、令和8年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。